

平成２５年８月２３日 宮城県告示第７４４号

石巻広域都市計画道路の変更
 [石巻市復興整備計画（宮城県決定）]

都市計画道路中 3・4・7号 大街道石巻港線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経路地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・7	大街道 石巻港線	石巻市 門脇字 元浦屋敷	石巻市 門脇町 三丁目	石巻市 大街道 南五丁目	約 4,890m	地表式	2車線	20m	石巻臨港貨物線と立体交差 幹線街路と平面交差 7箇所	区域の一部変更 幅員の一部変更 車線数の決定 (変更前) 幅員：12m 車線数：- (変更後) 幅員：16m 車線数：2
	3・4・17	門脇 稲井 線	石巻市 門脇町 五丁目	石巻市 南境字 台	石巻市 中央 一丁目	約 6,490m	地表式	2車線	18m	JR 石巻線と 立体交差 幹線街路と 平面交差 9箇所	幅員の一部変更 (変更前) 幅員：16m (変更後) 幅員：17m

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

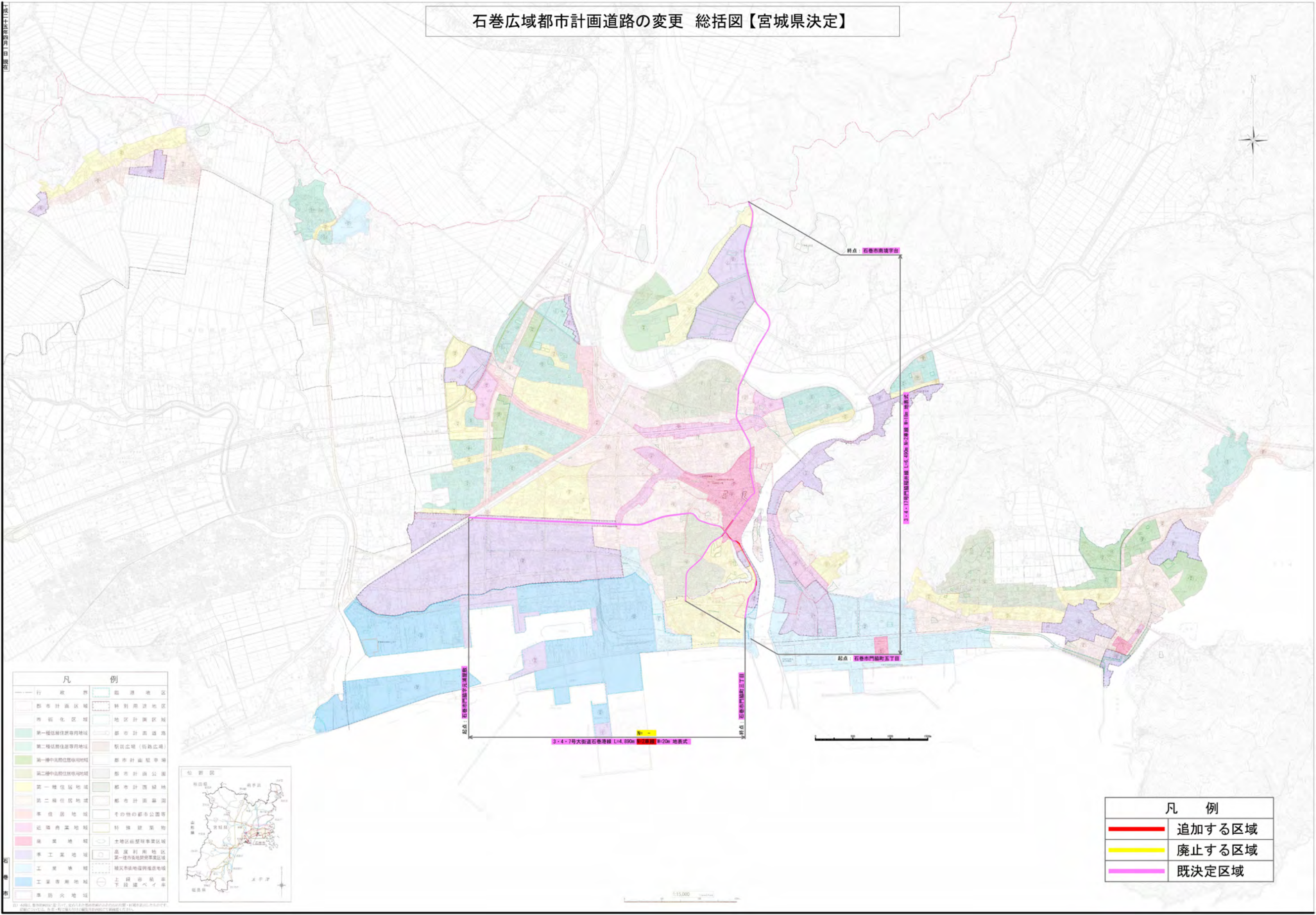
石巻市市街地は、東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたため、石巻市震災復興基本計画の目標及び土地利用の方針に基づき復興事業を推進しており、これらの復興事業等との整合を図るため都市計画道路を変更する。

変更理由

3・4・7号大街道石巻港線は、旧北上川河川堤防改修事業との整合及び土地利用を考慮し、羽黒町一丁目～門脇町三丁目の路線位置を変更し、交差点部において幅員を変更する。

3・4・17号門脇稲井線は、「石巻市震災復興基本計画」で第二次緊急輸送道路として位置づけられており、災害発生時における円滑かつ早急な避難路及び救助・救援道路としての機能を確保するとともに中央一丁目において計画されている土地区画整理事業の土地利用計画との整合を図り、安全な市街地の骨格を形成する幹線道路として整備するため幅員を16mから17mに変更する。

石巻広域都市計画道路の変更 総括図【宮城県決定】



凡 例	
—	追加する区域
—	廃止する区域
—	既決定区域

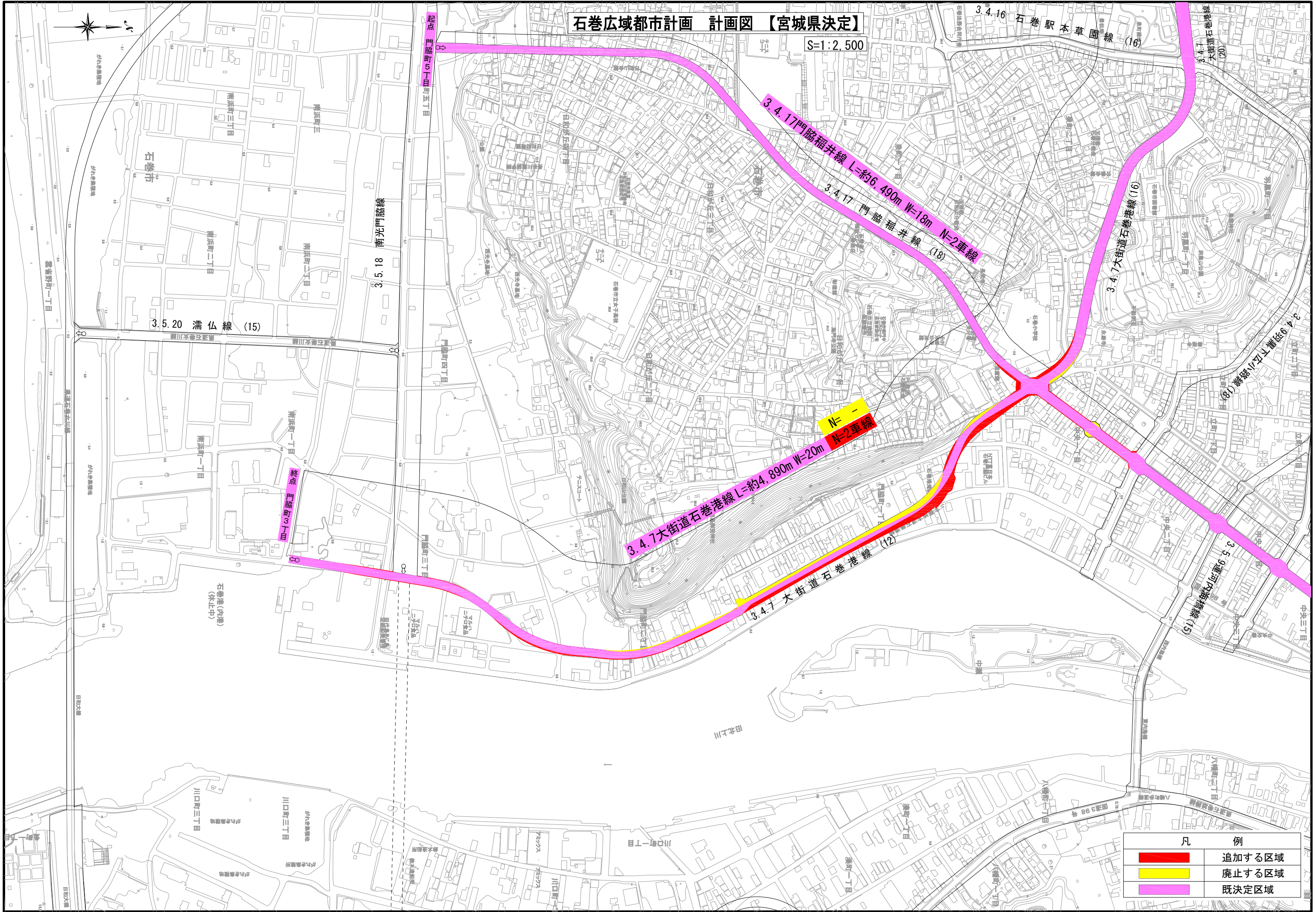
凡 例	
—	追加する区域
—	廃止する区域
—	既決定区域
—	第一種低層住居専用地域
—	第二種低層住居専用地域
—	第一種中高層住居専用地域
—	第二種中高層住居専用地域
—	第一種住居地域
—	第二種住居地域
—	準住居地域
—	近隣商業地域
—	商業地域
—	準工業地域
—	工業地域
—	工業専用地域
—	準防火地域
—	臨海地区
—	特別用途地区
—	地区計画区域
—	都市計画道路
—	駅前広場(街路広場)
—	都市計画駐車場
—	都市計画公園
—	都市計画緑地
—	都市計画墓園
—	その他の都市公園等
—	特殊建築物
—	土地用途変更区域
—	被災市街地復興推進地域
—	第一種市街地開発事業区域
—	上段谷筋車下段並べイ率
—	



1:15,000

石巻広域都市計画 計画図【宮城県決定】

S=1:2,500



凡 例	
	追加する区域
	廃止する区域
	既決定区域

3.4.7 大街道石巻港線 L=約4,890m W=20m N=2車線

3.4.17 門脇福井線 L=約6,490m W=18m N=2車線

3.4.7 大街道石巻港線 (16)

3.5.20 湍仏線 (15)

3.5.18 南光門脇線

3.4.16 石巻駅本草園線 (16)

3.5.9 湍河内海橋線 (15)

石巻港(内港)

川口町三丁目

川口町一丁目

湍町一丁目

湍町二丁目

国道96号

東五巻線

八幡町多連線

大瀬町二丁目

大瀬町三丁目

大瀬町四丁目

大瀬町五丁目

大瀬町六丁目

大瀬町七丁目

大瀬町八丁目

大瀬町九丁目

大瀬町十丁目

大瀬町十一丁目

大瀬町十二丁目

大瀬町十三丁目

大瀬町十四丁目

大瀬町十五丁目

大瀬町十六丁目

大瀬町十七丁目

大瀬町十八丁目

大瀬町十九丁目

大瀬町二十丁目

大瀬町二十一丁目

大瀬町二十二丁目

大瀬町二十三丁目

